

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第二（第三条関係）</p> <p>一 南極海域以外における排出</p>			
船舶及びふん尿等の区分	船舶及びふん尿等の区分	船舶及びふん尿等の区分	船舶及びふん尿等の区分
<p>一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号及び第二号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていないもの</p>	<p>一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号及び第二号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていないもの</p>	<p>一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号及び第二号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていないもの</p>	<p>一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号及び第二号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていないもの</p>
排出海域に関する基準	排出海域に関する基準	排出海域に関する基準	排出海域に関する基準
排出方法に関する基準	排出方法に関する基準	排出方法に関する基準	排出方法に関する基準
<p>イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>	<p>イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>	<p>イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>	<p>イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>
<p>三 国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限る。）</p>	<p>三 国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限る。）</p>	<p>三 国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限る。）</p>	<p>三 国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限る。）</p>
特定沿岸海域	特定沿岸海域	特定沿岸海域	特定沿岸海域
イ 粉碎して排出すること。	イ 粉碎して排出すること。	イ 粉碎して排出すること。	イ 粉碎して排出すること。

<p>から排出されるふん尿であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの</p>	(略)	<p>ロ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。）に排出すること。</p>
<p>二 南極海域における排出</p> <p>船舶及びふん尿等の区分</p> <p>一 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの</p>	<p>排出海域に関する基準</p> <p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域</p>	<p>排出方法に関する基準</p> <p>イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 当該船舶の航</p>

<p>から排出されるふん尿であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの</p>	(略)	<p>ロ 海面下に排出すること。</p> <p>ハ 当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。）に排出すること。</p>
<p>二 南極海域における排出</p> <p>船舶及びふん尿等の区分</p> <p>一 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの</p>	<p>排出海域に関する基準</p> <p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域</p>	<p>排出方法に関する基準</p> <p>イ 海面下に排出すること。</p> <p>ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>

備考 (略)	三 (略)	二 (略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	行中（対水速度 四ノット以上の 速度で航行する 場合をいう。） に排出すること
備考 (略)	三 (略)	二 (略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	